

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（通知）」新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>1 はり、きゅう</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>1, 540円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき <u>1, 580円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 <u>2, 300円</u></p> <p>注1 往療距離が片道<u>4</u>キロメートルを超えた場合は、<u>2, 700円</u>とする。</p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p><u>(4) 施術報告書交付料 300円</u></p> | <p>1 はり、きゅう</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>1, 300円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき <u>1, 520円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 <u>1, 800円</u></p> <p>注1 往療距離が片道<u>2</u>キロメートルを超えた場合は、<u>片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 310円を加算する。</u></p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(新設)</p> |

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合
1局所につき 340円

(3) 変形徒手矯正術を行った場合
1肢につき 780円

(4) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 300円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合
1局所につき 285円

(3) 変形徒手矯正術を行った場合
1肢につき 575円

(4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(新設)